

県営公園の御利用について（お願い）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されており、埼玉県では、不要不急の外出自粛をお願いしているところです。下記のとおり、感染拡大防止への取り組みをお願いいたします。

皆様には大変申し訳ございませんが、御理解・御協力をお願いいたします。

1 県営公園の利用について

(1) 公園の御利用は、

- ・ **少人数での短時間の運動**
- ・ **通勤・通院など日常生活上必要な通行**

にとどめていただきますようお願いいたします。

(2) 園内では、密集・密接を避け、以下の事項を守ってください。

- ・ **他の人との間を2 m以上空ける**
- ・ **混んでいるときは利用を控える**

なお、石けんを使ったこまめな手洗い、マスクの着用、咳エチケットなどの対策についても、引き続き御協力をお願いいたします。

2 駐車場や遊具の運営休止について

利用者が増加している公園があります。公園内で密集、密接が発生している場合は、**駐車場や遊具の運営を休止する場合があります**のであらかじめ御了解ください。